

# 被災者支援のお知らせ



復旧復興や被災者支援に関する情報をお知らせします。  
支援制度についてなどお気軽にご相談ください。

## お知らせ ペリドットに 子育てスペースができました

恵比須町にあるフリースペースPeri.(ペリドット)に、ゆったりできるカフェスペースと新たに子どもたちが遊べる畳のスペース「のびのび」ができました。

ぜひ、お散歩の途中や買い物帰りなど、休憩場所としてお立ち寄りください。

また、災害で被災した家屋のことや物資などでお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

**開設時間** 9:30~16:00

**定休日** 月曜日、土曜日、祝日

詳しくは▶

フリースペースPeri.(ペリドット) ☎ 080-2579-9800

## 住宅支援

### 大雨被災者暮らし再建補助金の 申請期限は1月31日までです

水害により、一部損壊(床上)以上の被害を受け、当該住宅に住み続けるために、被災した住宅の修理を行う人を対象に、補助金を交付する制度です。

**対象者** ①準半壊以上の住家の被害を受けた人  
②準半壊にいたらない一部損壊(床上)の被害を受けた人

**交付額** ①工事費の4分の3以内※上限50万円  
②工事費の4分の3以内※上限10万円

**申請期限** 1月31日(月)

詳しくは▶

農林建設課 管財係

☎ 82-3151

## お知らせ 佐賀県・大町町災害 義援金(第2次)の配分を行います

被災された人を支援するために、全国各地から寄せられた義援金を佐賀県および大町町の災害義援金配分委員会において、決定した基準により、対象となる被災者に配分します。

**配分対象** 災証明書認定が「住家・一部損壊」(床上)以上

※災の程度に応じて配分額が異なります。

**配分総額** 28,990,000円

**配分方法** 対象者に義援金配分通知を送付

詳しくは▶

会計課

☎ 82-3156

## 住宅支援

### 応急修理制度の申請期間が 2月28日まで延長になりました

応急修理制度は、住宅の日常生活に欠くことができない部分の修理を町が事業者等に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理を実施する制度です。

**対象者**

- ・準半壊以上の住家の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない人
- ・応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる人

**申請期限** 2月28日(月)

詳しくは▶

農林建設課 管財係

☎ 82-3151

## 生活支援 「被災者緊急生活支援プレミアム付商品券」 「大町町プレミアム付商品券パート2」の有効期限は2月28日までです

「被災者緊急生活支援プレミアム付商品券」および「大町町プレミアム付商品券パート2」の有効期限は以下のとおりです。

有効期限を過ぎた場合は無効となり利用できません。  
また現金への払い戻しはできません。

**有効期限** 2月28日(月)

詳しくは▶

企画政策課 商工観光係

☎ 82-3112

